老人など――市の医療費助成

所得制限なく全額無料

●高齢者

これまでも当市は、国や県それに他市町村にも卒先して独自で高齢者の医療費を無料としてきました。

国では、七十歳以上の老人医療費を、ようやくことしの一月から無料とするための法律を改正し、実施していますが、その無料とする分も、国と市で負担しているものです。

ところがこれには、あくまで所得制限というものがあるため本人あるいは扶養者の所得の多い人は、医療費の三割りは自分で負担しなければならない――という制度になっています。

そこで市では、所得の多い少いにかかわらず、七十歳以上の全部の市民のかたがたには、自己負担分をいっさい市の費用でまかない、無料としてきています。

以上のように国保は、あくまで医療保険を土台として制度化されています。よく電話で「うちの年寄りは医療費がいらなくなったので、国保をやめたい」――などという話しがありますが、これは被保険者であればこそその恩典を受けることができるのです。

したがって、国保料を納入しなければならないことをご理解のうえ、ご協力をいただきたいのです。

老人医療費の占める割合

S.48 1～7月分迄総医療費を100とした場合（294,869千円）

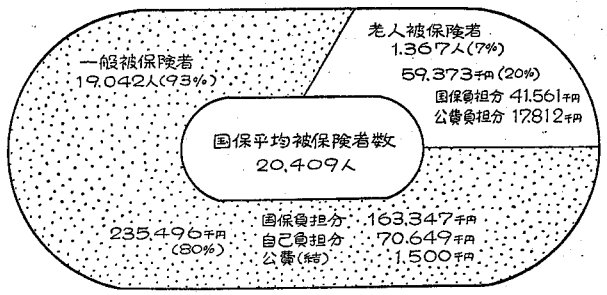

1人当たり医療費（1ヵ月平均）

老人分 6,205円 {国保負担分 4,344円 / 公費負担分 1,861円}

一般 1,767円 {国保負担分 1,237円 / 自己負担分 530円}

医療費無料化が進められる明るい老後

●妊産婦と乳児

母子保健の向上を図ることから県と市では、妊産婦と乳児の医療費を無料にしようとこの四月から無料化の実施にふみきりました（実施していない市町村もあります）

ですが、この制度自体は所得制限があって、共稼ぎとか所得の多い世帯は、対象からはずされるため、市では所得の多い少ないにかかわらず、妊産婦と乳児の医療費は、老人医療費と同じくすべて無料としました。

なお、妊産婦、乳児とは、次の場合をいいます。

○妊産婦…妊娠届けをした月の翌月の初日から、出産した月の翌月の末日までの全疾病、異常分娩の場合

○乳児…一歳に満たない乳児が、一歳に達した月の末日までの全疾病の医療費

●重度心身障害児者

市では、老人、妊産婦、乳児につづいて、この四月から独自で重度心身障害児者も、その医療費を無料としています。

これは、重度の精神薄弱者と身障者のうち一～二級に該当する人たちを対象に、医療費の全額を市で負担しています。

国保の財政状況

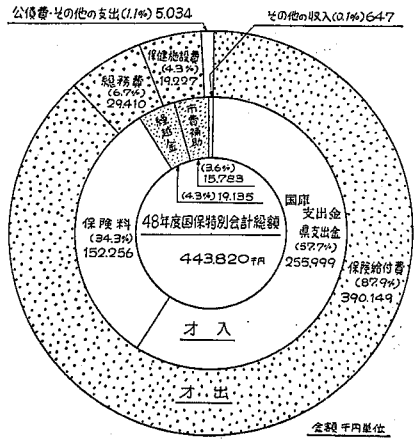

昭和47年度の決算見込みは1,913万5千円が見込まれましたが、いろいろな医療費無料化の実施によって医療が受けやすくなってか、-毎月の受診率、医療費の伸びが続いております。したがって昭和48年度の収支見込みは、国の補助なども見込んで大体トントンの決算が推定されます。

なお、右の図表は、9月議会で補正をした後の国保財政状況です。

国保で健康
明るい社会

知っておきたい国保のこと

国保のご相談はなんでも遠慮なく市の窓口へ

国保の窓口

次に国保に関係ある市役所の窓口をご紹介しましょう。

○…市民課②番の窓口は――

1、国保の加入、脱退の届け出

2、保険証の交付

3、助産費（一万円）、葬祭費（三千円）の支給、育児手当（千八百円）の支給

○…税務課⑬番の窓口は――

四月一日以降に転入、または社会保険をやめた場合には、ここの窓口で発行する「所得証明」が必要です。

○…保健課⑨～⑫番の窓口は

▽保険料の収納、賦課、取纒組合関係　▽第三者加害などの相談　▽各種検診や予防接種関係　▽妊産婦や乳幼児医療費無料手続き　▽母子相談、家庭訪問などの関係

○…社会福祉事務所の窓口は

▽重度心身障害児者医療費　▽七十歳以上の老人医療費無料手続き――などです。

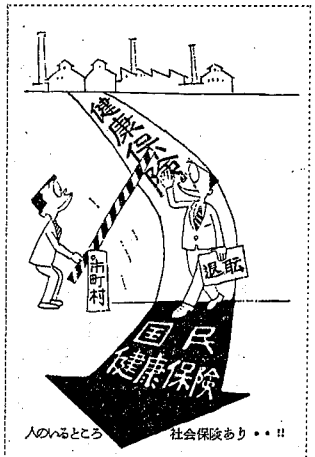

退職したらすぐ国保の手続きを

職場をやめられたかたで国保に加入の手続きをとられないかたがよくおられます。私たちは、いつも何かの保険に加入していなければならないと決められているのです。退職したらすぐ翌日忘れずに届け出ましょう。

国保への加入の手続きは、印かんを持って市民課②番の窓口へ。また、転出や社会保険に加入した場合にも、保険証と印かんをもってやはり市民課へおい出ください。

退職金は保険料の対象になりません

退職金は以前、保険料を計算する時の対象としていましたが、現在では退職金をいくら多くもらっても、保険料が多くなる――という心配はいりません。

医師への信頼は
医療効果高める

日本人は、世界でも薬好きといわれているそうです。また注射についても、自分自身の勝手な判断でこれを考え、自分の判断どおりにいかないと、何かと医師先生に不満を持ちたがる人があるようですが、お医者さんの科学的診断の技術におまかせして、できるだけ「あの薬」とか「あの注射」とかの欲求を、やたらに持たないようにしたいものです。テレビ、ラジオのこれらのコマーシャルも、冷静に受けとめることが大切ですネ。

ところで、一度お医者さんを決めたらその人を信頼する――これは、医師と患者の良い人間関係と、それによる医療の効果をいっそう効率的にします。

しかし、どうしても専門的な診断を受けてみたいときは、遠慮せず「専門医」への紹介をしてもらってから行かれることです。無駄な検査や手数がはぶけるし、病状の経過などが専門医にわかるよう連絡がとられます。

専門医にみてもらう場合には、先生からの紹介があったほうが専門医にとっても患者にとっても良い結果となるのです。

ただ、無断で転々とお医者さんを変えることは、治療効果を低下させるばかりでなく医療費の無駄を生じます。注意したいものです。

励行しよう
時間内受診

市民のみなさん！お医者さんにかかるときは時間外受診をさけて、それぞれの医療機関に掲示してある時間内の受診を励行しましょう。

それには、病気と思ったら夜まで様子を見るなどしないことです。早く（時間内）お医者さんにみてもらうなどすれば、病状が悪化しないですんだり、長い時間悩まずに済みます。

お医者さんも高度な診療技術の修練のためには、勉強する時間が必要です。それにはお医者さん自身の健康保持のこともあり、またそこに働く看護婦さんたちにも勤務時間があります。

時間外診療は、時間外加算があり、それだけ医療費が多くかかります。急病などは別として、できるだけ決められている受診時間を守りましょう。